

令和7年度「夏の交通事故防止県民運動」実施要綱

第1 目的

この運動は、児童、生徒等の夏休みと夏の行楽シーズンが重なり交通事故が発生しやすくなる夏季において、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促し、交通事故の防止を図ることを目的とする。

第2 期間

令和7年7月21日（月）～8月20日（水）までの31日間

第3 主 唱

山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

第4 主催機関・団体、協賛機関・団体

別記1のとおり

第5 交通安全スローガン

- 1 メインスローガン
守るのは マナーと家族と 君の明日^{あす}
- 2 サブスローガン
あおちよし！ 命とルール 守ろうよ
交差点 未来を分ける 分岐点
山なしけん うみなしけん じこなしけん
自転車も 車的一种 注意して
歩行者も いつもこころに 免許証

第6 重点目標

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- 3 二輪車の交通事故防止
- 4 自転車等の安全適正利用の推進

第7 重点目標に関する主な推進事項

1 飲酒運転の根絶

重大事故に直結する恐れのある飲酒運転の根絶に向けて、家庭、学校、職場、地域ぐるみで次の項目を推進する。

- (1) 「山梨県飲酒運転根絶運動」「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」を実施し、市町村及び関係機関・団体が連携した広報啓発等の取組を推進する。
- (2) 飲酒運転四ない運動「運転するなら酒を飲まない、運転する人には酒を飲ませない、酒を飲んだら運転しない、酒飲み運転を許さない」を強力に推進する。
- (3) 飲酒運転の危険性及び罰則規定について、あらゆる媒体を活用した広報等の周知徹底
- (4) 飲酒運転の取締り強化
- (5) 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認、業務において自動車を使用する者に対するアルコール検知の徹底

- (6) 飲食店における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進

2 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

高齢者と子供自身の交通安全意識の高揚、車両運転者に対する高齢者や子供への保護意識の醸成を図るなど、高齢者と子供の交通事故を防止するため、次の項目を推進する。

(1) 高齢者に対する交通安全教育等の推進

ア 高齢運転者に対する実技講習、運転適性診断等による指導を徹底するとともに、安全運転に支障のある高齢運転者及びその家族などに運転適性相談の利用を勧める。

イ 交通安全教室や各種講習会等において、反射材の活用や自転車利用時の正しい交通ルール、交通マナー、自転車の点検整備の励行等について教育・指導を行う。

ウ 高齢運転者やその家族に対し、申請による免許の取消し制度（自主返納制度）を周知する。

また、自主返納した高齢運転者の代替交通手段の確保や、支援制度の拡充に向けた取組を行う。

(2) 高齢者の交通事故実態の周知と啓発活動の実施

ア 横断歩行中の重大事故が多発していること、また、その多くが夜間に発生していることを周知し、高齢者の交通事故実態に応じた具体的な指導、啓発活動を推進する。

イ 高齢者の加齢に伴う身体機能（瞬発力・判断力）の低下等による、運転への影響及び特性等についての周知を徹底する。

ウ 高齢者は軽微な衝突でも死に至るケースがあることなどを広報啓発し、県民の交通安全行動に活かす。

(3) 子供に対する交通安全教育等の推進

ア 幼児・児童に対し「4つの約束」（「飛び出しはしない」・「道路で遊ばない」・「右側を歩こう」・「横断歩道を渡ろう」）の周知等の交通安全教育の推進

イ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者等から幼児・児童へ教育を促す取組の推進

ウ 通学路等にある危険箇所について、各関係機関で情報を共有し、相互の連携のもと、交通環境の整備、交通安全ボランティアの活用、交通安全教育の推進等、問題解決に向けた取り組みを効果的に実施する。

(4) 高齢者と子供に対する保護意識の高揚

ア 「見る」「止まる」「ゆずる」3る1る励行運動等を通じて、運転者には思いやりのある運転の励行・徹底を促し、高齢者や子供の歩行者・自転車利用者を見かけたら減速・徐行・一時停止を心がけるよう、交通弱者への保護意識を徹底させる。

イ 子供に対する「一声運動」を積極的に展開するとともに、街頭における保護誘導活動を実施する。

(5) 反射材の効果についての周知及び着用の促進

- (6) 老人クラブや子供クラブ等における交通安全活動の推進
- (7) 安全運転サポート車の普及推進
「衝突被害軽減ブレーキ」や「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」等の先進安全技術が搭載された「安全運転サポート車」の普及について、国を挙げて推進していることから、あらゆる機会をとらえ、関係機関・団体等が連携して推進する。

3 二輪車の交通事故防止

二輪車の利用が増える夏季において、二輪車利用者の交通安全意識の高揚を図ることを目的に次の項目を推進する。

- (1) 二輪車利用時の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の推進
 - ア 交差点における徐行、一時停止、安全確認の徹底
 - イ カーブでの安全速度の遵守
 - ウ すり抜け走行、左側追い越し、路肩走行等の危険性の再認識
 - エ ヘルメットの正しい着用の徹底とプロテクター装着の促進
- (2) 二輪車の安全利用に対する広報啓発活動の推進
 - ア 二輪車事故の特性を踏まえた二輪車事故防止に対する広報啓発
 - ・交差点や交差点手前は脇道からの車両に注意し、追越しを禁止
 - ・カーブではまず手前で前後ブレーキ、次にシフトダウン
 - ・交差点など、特に注意を要する箇所以外にも駐車場から出る車等に対する注意
 - ・渋滞車両の切れ目は要注意
 - ・雨の日は滑る。橋のつなぎ目の鉄板やペイントに注意
 - イ 二輪車事故の発生原因・傾向・多発ケースの情報提供
 - ウ 若者や免許取得後間もない運転者に対する安全運転教育の実施
- (3) 二輪車の点検整備など適正な保守管理の促進
- (4) 8月19日は、1989年に政府総務庁（現、内閣府）交通安全対策本部が制定した「バイクの日」であることから、関係機関・団体等が連携して二輪車事故防止対策を実施する。

4 自転車等の安全適正利用の推進

自転車等利用者の交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ることを目的に次の項目を推進する。

- (1) 自転車の交通ルール遵守と新たなルールの周知
 - ア 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」にのっとりた通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
 - イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

- ウ 道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）により、令和6年11月1日から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- (2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保
 - ア 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
 - イ 夜間におけるライト点灯の徹底と自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促す取組の推進
- (3) 自転車損害賠償責任保険等への加入促進について、周知・指導を徹底する。
- (4) 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
 - ア 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用を促す取組の推進
 - イ 特定小型原動機付自転車の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

第8 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、第6及び第7に掲げる重点目標及び推進事項の趣旨が幼児から高齢者まで広く県民各層に浸透して交通事故防止が図られるよう、次の事項に従い効果的に運動を展開するものとする。

- 1 主催機関及び団体は、相互に連携を密にして、それぞれの組織の特性に応じた地域住民が参加しやすい実施計画を定め、創意工夫を凝らした取り組みを行うものとし、その具体的実施を管下の機関・団体に徹底させる。

また、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車、地域ミニコミ紙等、各種広報媒体を活用し、広報啓発活動を活発に展開するとともに、マスメディア等に対し、積極的に情報提供を行い、交通安全意識の高揚に努めるものとする。
- 2 市町村の交通対策協議会等は、主催及び協賛の機関・団体を始め本運動の推進に関連する機関・団体との連携を密にして、地域の実情に即した住民の提案や発意を活かした具体的な実施計画を策定し、これに基づいた主体的活動を推進するとともに早期に推進体制を確立する。

また、市町村広報紙、広報車、地域CATV、防災無線等を活用し、地域住民に対する広報啓発活動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。
- 3 協賛団体及び機関は、主催及び他の協賛の機関・団体等との連携を密にして、本運動の趣旨等について組織の末端まで浸透を図るとともに、それぞれの組織の特性に応じた交通安全活動を積極的に実施し、地域と一体となった県民総ぐるみの運動を展開する。

別記 1(山梨県交通安全運動 主催機関・団体、協賛機関・団体)

●主催機関・団体 43 (順序不同)

山梨県
山梨県警察
山梨県教育委員会
山梨県議会
市町村
市町村教育委員会
関東運輸局山梨運輸支局
山梨労働局
国土交通省甲府河川国道事務所
山梨県市長会
山梨県町村会
山梨県道路公社
中日本高速道路(株)八王子支社甲府保全・サービスセンター
中日本高速道路(株)八王子支社大月保全・サービスセンター
J R東日本八王子支社
J R東日本長野支社
J R東海静岡支社
富士急行(株)
山梨県公民館連絡協議会
山梨県老人クラブ連合会
山梨県青少年団体連絡協議会
山梨県連合婦人会

山梨県女性団体協議会
山梨県交通安全協会
山梨県安全運転管理者協議会
山梨県高速道路交通安全協議会
山梨県農協交通安全運動推進協議会
自動車安全運転センター山梨県事務所
自動車事故対策機構山梨支所
山梨県バス協会
山梨県タクシー協会
山梨県トラック協会
山梨県自動車整備振興会
山梨県軽自動車協会
軽自動車検査協会山梨事務所
山梨県二輪車普及安全協会
山梨県二輪車安全運転推進委員会
山梨県自動車販売店協会
山梨県指定自動車教習所協会
山梨県自転車軽自動車商協同組合
日本自動車連盟山梨支部
山梨県食品衛生協会
独立行政法人 自動車技術総合機構 関東検査部 山梨事務所

●協賛機関・団体 66 (順序不同)

甲府地方検察庁
甲府地方法務局
甲府地方気象台
甲府保護観察所
甲府少年鑑別所
山梨県市議会議長会
山梨県町村議会議長会
山梨県公立小中学校長会
山梨県高等学校長協会
山梨県市町村教育委員会連合会
山梨県私学教育振興会
山梨県PTA協議会
山梨県高等学校PTA連合会
山梨県社会教育委員連絡協議会
山梨県保育協議会
山梨県専修学校各種学校協会
山梨県私立中学校高等学校PTA連合会
山梨県私立幼稚園PTA連合会
山梨県高等学校生徒指導主事連絡会
山梨県少年補導員連絡協議会
山梨県学校警察補導連絡中央協議会
ボーイスカウト山梨連盟
ガールスカウト山梨連盟
日本道路交通情報センター甲府センター
山梨県身体障害者運転者会
山梨県中古自動車販売協会
山梨県レンタカー協会
損害保険料率算出機構甲府自賠責損害調査事務所
山梨県消防協会
山梨県建設業協会
山梨県砂利組合連合会
山梨県山砕石事業協同組合
山梨県農業機械商業協同組合

やまなし観光推進機構
山梨県弁護士会
山梨県医師会
山梨県社会福祉協議会
山梨県人権擁護委員連合会
山梨県商工会議所連合会
山梨県商工会連合会
山梨県防犯協会
日本損害保険協会関東支部山梨損保会
山梨県老人福祉施設協議会
山梨県銀行協会
山梨県信用金庫協会
山梨県信用組合協会
生命保険協会山梨県協会
郵便事業株式会社甲府支店
山梨県たばこ商業協同組合連合会
N T T東日本
山梨県小売酒販組合連合会
日本赤十字社山梨県支部
山梨県鮪商生活衛生同業組合
山梨県職員自家用車通勤者友の会
山梨県遊技業協同組合
山梨県大型店協議会
山梨県中小企業団体中央会
山梨県興行生活衛生同業組合
甲府・南・北・西・富士吉田ロータリークラブ
山梨県歯科医師会
甲府ホテル旅館協同組合
ライオンズクラブ オール山梨
環境パートナーシップやまなし
山梨県犯罪被害者等支援協議会
地域交通安全活動推進委員協議会
山梨県石油協同組合

●協賛報道機関 15 (順序不同)

山梨放送
テレビ山梨
NHK甲府放送局
山梨日日新聞社
朝日新聞甲府総局
毎日新聞甲府支局
読売新聞甲府支局
産経新聞甲府支局

日本経済新聞甲府支局
共同通信甲府支局
時事通信甲府支局
テレビ朝日甲府支局
エフエム富士
山梨県CATV連絡協議会
山梨新報社

(合計 124 機関・団体)